第1692号
受
27. 3. 9
小郡三井医師会

福県医発第3220号(地付)
平成27年3月3日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

宮若市乳幼児医療費支給制度の制度改正について

今般、宮若市より平成27年4月1日から子ども医療費支給制度として拡大給付を行うこととなった旨、別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、宮若市役所市民生活課国保年金係(0949-32-4004)までご照会ください。

記

宮若市子ども医療費支給制度（改正後）		
対象者	区分	助成内容（自己負担）
（小学校就学前まで） 0歳～6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者	入院 通院	㊚乳幼児医療証 自己負担無し（現行どおり）
（小学校1年生から小学校3年生まで） 6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	通院	新たに㊚児童医療証を交付します 入院外　自己負担　月600円 現物給付（一医療機関毎） 調剤は自己負担なし
（小学校1年生から中学校3年生まで） 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	入院	医療証は交付しません 自己負担　一日500円／月7日限度 現金給付（医療機関で自己負担分を全額支払った後、市役所の窓口で償還払い請求）

※詳細につきましては、別紙1をご参照ください。

小郡三井医師会より
医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

【 公 印 省 略 】
２６宮市　第２００３号
平成２７年　２月２４日

812-8551
福岡市博多区博多駅南２丁目９番３０号
福岡県医師会
　会長　松田　峻一良　様

宮若市長　　有　吉　哲　信
（総務部　市民生活課　国保年金係）

乳幼児医療費支給制度の制度改正について（通知）

平素より本市の公費医療事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、宮若市の乳幼児医療費支給制度について、平成２７年４月１日より、子ども医療費支給制度として拡大給付を行うこととなりましたので、医療機関におかれましては、平成２７年４月からの受給者の受診に際し、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

宮若市子ども医療費支給制度（改正後）		
対象者	区分	助成内容（自己負担）
（小学校就学前まで） ０歳～６歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者	入院 通院	㊒乳幼児医療証 自己負担無し（現行どおり）
（小学校１年生から小学校３年生まで） ６歳に達する日以後の最初の４月１日から９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者	通院	新たに㊒児童医療証を交付します 入院外　　自己負担　月６００円 現物給付（一医療機関毎） 調剤は自己負担なし
（小学校１年生から中学校３年生まで） ６歳に達する日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者	入院	医療証は交付しません。 自己負担　一日５００円／月７日限度 現金給付（医療機関で自己負担分を全額支払った後、市役所の窓口で償還払い請求）

※問い合わせ先
宮若市役所
総務部 市民生活課 国保年金係
TEL　0949-32-4004
FAX　0949-32-9430
URL　http://www.city.miyawaka.lg.jp
E-mail kokuho@city.miyawaka.lg.jp

27.2.25
5432

別　紙１

「子ども医療費」支給制度がはじまります

本市では平成２７年４月から、「子育て世帯」の支援や「定住化施策」の観点から「子ども医療費支給制度」を設けることとなりました。なお、これまでの「乳幼児医療費」支給制度に変更点はありません。

平成２７年４月から新たに実施される「子ども医療費」支給制度の概要

子ども医療	対象となる人	自己負担額	医療証	所得制限
通　院	小学１年生から 小学３年生まで	６００円／月 一医療機関につき	発行する (児童医療証)	なし
入　院	小学１年生から 中学３年生まで	５００円／日 月７日上限	発行しない	なし

「通院」については、平成２７年４月に小学２・３年生になられる児童の世帯主様あてに、申請書をお送りし、返送された分について３月下旬頃、「児童医療証」をお送りします。（本年、小学校に入学されるお子さんは自動更新とし、３月中旬に「児童医療証」を郵送します。）

乳幼児医療と同様で、医療機関等を受診の際にはご加入の健康保険証と「児童医療証」の提示をお願いすることとなります。

一方、「入院」は医療証の発行せず、償還払いによる取扱いとします。

償還払い

医療機関でいったん自己負担額を全額お支払いただき、後日差額を指定口座（保護者名義）へ振込みます。

なお、差額の支給申請には、「医療費支給申請書」及び加入保険者の「療養費支給証明書」が必要です。その際には、国保年金係（本庁２番窓口）または支所市民グループ窓口に申請書の提出をお願いします。

なお、生活保護法による保護適用期間にあるお子さんは適用されません。また、「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」対象者については、それぞれの制度を優先することとしていますが、「ひとり親家庭等医療」との選択は可能です。

その他、お問い合わせは市民生活課　国保年金係（電話３２－４００４）へお問い合わせください。